

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年四月十日

岩間正男

参議院議長 重宗雄三殿

集会、集団行進及び集団示威運動に関する東京都公安条例についての質問主意書

一、国会、首相官邸及びアメリカ大使館周辺の集団示威運動は、東京都公安委員会が原則として許可しない方針をとっていると聞くが、事実か。事実とすれば、いつ、いかなる方法で定められたのか。又その法律上の根拠は何か。

二、先の事例において、進路変更処分は、いかなる法律上の根拠からか。

又東京都公安委員会は、いつ、どこで、いかなる方法でそれを決定したか。

三、右の事例に附加された条件には、どんなものがあるのか。プラカード等の携帯の制限、宣伝物の配布制限等に表現の自由を剝奪する内容のものはないか。

右質問する。